

## ⑦ 特設無料人権相談を実施します

問 社会福祉課(内線 157)

毎日の生活の中で起こる人権に関わる困りごとを解決に導くための相談です。相談は、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が担当します。相談内容についての秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

感染症対策を講じたうえで実施します。また、感染状況により中止する場合があります。

【弁護士相談について】 午後 1 時から弁護士も相談に応じます。相談時間は 1 件 30 分以内です。午前の部で人権擁護委員と内容を整理したうえでご相談ください。

日時 12 月 21 日 (水) 午前 10 時～午後 3 時 最終受付：午後 2 時 30 分

場所 笠間公民館(笠間市石井 2068-1)

## ⑧ 令和 4 年 生活のしづらさなどに関する調査を実施します

問 市 社会福祉課(内線 151) 厚生労働省 調査担当窓口 Tel 03-5253-1111

この調査は、障がい者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするために、障害者手帳所持者等の生活のしづらさがある方を対象に、厚生労働省が実施するものです。

調査の対象となるお宅には、事前に「調査実施のお知らせ」を配布し、訪問期間に調査員がお伺いしますので、調査の目的をご理解のうえ、調査にご協力ください。

訪問期間 12 月 1 日 (木) ～22 日 (木)

調査方法 1. 調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明のうえ、調査対象者の有無を確認します。  
2. 調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼します。  
3. 調査票は、原則として調査対象者本人が記入してください。なお、必要に応じて、適切な記入の支援を実施します。

## 生ごみ処理容器購入費の一部を補助をします

市では家庭から出る生ごみを減らすため、生ごみ処理容器等購入費の一部を補助しています。

対象者 (1) 市内に住所があり、対象年度内に生ごみ処理容器等を住所地に設置した方  
(2) 市税に未納のない方

対象機器・容器	補助率および補助額
生ごみ減量化機器(電動)	・購入金額の 2 分の 1 以内(1,000 円未満切り捨て) ・20,000 円を上限(1 世帯あたり 1 基を限度)
生ごみ処理容器 (コンポスト・EM ぼかし容器)	・購入金額の 2 分の 1 以内(1,000 円未満切り捨て) ・3,000 円を上限(1 世帯あたり 2 基を限度)

申請方法 生ごみ処理容器等購入後に次の書類と申請書を窓口に提出してください。申請書は窓口に備え付けてあります。

- ・領収書その他生ごみ処理容器等を購入したことを証する書類(購入者名、購入額等の記載のあるもの)
- ・保証書、製造元、商品名および機種番号等を確認できる書類

※申請から交付までの流れなど詳細は資源循環課または各支所にお問い合わせください。

問 資源循環課(内線 129) 笠間支所地域課(内線 72115) 岩間支所地域課(内線 73115)

